

財務省第11入札等監視委員会

令和6年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和6年12月24日(火) 四国財務局 南607会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和6年7月1日(月)～令和6年9月30日(月)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	3件	契約件名: 高松国税総合庁舎 8階模様替等工事 契約相手方: 木内建設株式会社 (法人番号5470001001177) 契約金額: 8,487,600円 契約締結日: 令和6年7月2日 担当部局: 高松国税局
		契約件名: 令和6年度高松市香川町所在擁壁撤去等工事 契約相手方: 城北建設株式会社 (法人番号6470001002158) 契約金額: 96,800,000円 契約締結日: 令和6年7月26日 担当部局: 四国財務局
		契約件名: 令和6年度二軒屋住宅1号棟内装その他改修工事 契約相手方: 斎藤建設株式会社 (法人番号4480001003413) 契約金額: 91,190,000円 契約締結日: 令和6年8月16日 担当部局: 四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 徳島税務署外2税務署の領収現金等搬送委託業務(第2グループ(高松税務署)) 契約相手方: NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社四国支店 (法人番号5010001223230) 契約金額: 2,376,000円 契約締結日: 令和6年4月1日 担当部局: 高松国税局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	2件	契約件名: 徳島税務署外2税務署の領収現金等搬送委託業務(第2グループ(高松税務署))
		契約件名: 令和6年度二軒屋住宅1号棟内装その他改修工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「高松国税総合庁舎 8階模様替等工事」 契約相手方：木内建設株式会社 契約金額：8,487,600円 契約締結日：令和6年7月2日 担当部局：高松国税局</p> <p>健康管理カウンセリング室等を会議室へ模様替したと のことであるが、必要があつて設けられていたものがなくな ることで、不都合等はないのか。</p> <p>入札者が8者と多い要因は何か。</p> <p>間仕切りを撤去するという工事内容の割には契約金額 が高くなっているのではないか。</p> <p>競争参加資格が「建築一式工事」のみではなく、「電気 工事」、「管工事」、「内装仕上工事」を含めた理由は何 か。</p>	<p>「健康管理カウンセリング室」は、遮音性が低く診 療所事務室を通らなければ入室できないことから、相 談を受ける職員のデリケートなニーズに対応できない などの問題を抱えていた。</p> <p>このため、別途「相談ルーム」を設置したところ、 その後の使用頻度が低い状況であったため、不都合等 はないと考えている。</p> <p>入札参加業者に応札理由を確認していないため、推 測になるが、年度初めの公告であることから、業者の 工事予定が埋まっていなかったこと、入札参加資格を 「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」、「内装仕 上工事」と広く設定し間口を広げていることから多数 になったと考えている。</p> <p>間仕切りだけでなく、医療用施設の特異な壁、配管 の撤去が含まれている等により、契約金額が高くなっ たものである。</p> <p>入札参加資格は、入札参加者を幅広く求めるため、 工事の内容・規模等に応じて判断しているところ、本 件工事は、建物の基礎・構造に影響するような大規模 な工事ではなく、室内の模様替え工事を主とするもの であることから、「電気工事」、「管工事」、「内装仕上 工事」でも対応可能であると判断した。</p>

【案件2】

「令和6年度高松市香川町所在擁壁撤去等工事」

契約相手方 : 城北建設株式会社
契約金額 : 96,800,000円
契約締結日 : 令和6年7月26日
担当部局 : 四国財務局

落札額が他社に比べて低価格となっている理由は、

予定価格超過が5者となっているが、その理由と予定価格の算定方法は、

擁壁が設置された経緯は、

入札金額については、

- ① 自社の社員による土工事の施工が可能であるため単価を下げられること。
- ② 長期間の取引及び信頼関係のある協力会社があること。
- ③ 配置予定技術者の手持ち工事が無い時期であること。

を勘案した金額であるとの回答を得ている。

当局としては、自社及び協力業者で労働者を確保する体制が整っているほか、過去に施工した公共工事の施工実績から、工事を適正に履行できるものと判断している。

予定価格については、令和5年度に実施した設計委託業務の成果によって求められた工事内訳を基に、令和6年5月に市場価格調査を実施し決定している。

予定価格と入札金額について比較したところ、本件工事が土工・法面工・吹付砕工及び鉄筋挿入工などの複数工種を一体で施工するため、どの工種を主たる工種に選択するのかによって、6者中5者が予定価格を超過したものと考えている。

本財産は、国庫帰属財産（相続人不存在）であり、擁壁が設置された時期や設置者など、詳しい経緯は分かっていない。

令和4年度に安全性の調査を委託した業者によると、空中写真や周辺住民への聞き取りの結果から、平成14年から15年頃に設置されたものと推測される。

当局としては、国庫に帰属された財産の管理費用は国民負担となることを踏まえ、相続財産管理人に対して、管理及び処分を行うために必要な協力を依頼することとしているが、本件のように相続財産管理人において任意売却することができず、また、残余財産に工事費用を賄える預貯金等が存在しない場合は、現状有姿で引き受けることとなる。

【案件3】

「徳島税務署外2税務署の領収現金等搬送委託業務(第2グループ(高松税務署))」

契約相手方：NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社
四国支店

契約金額：2,376,000円

契約締結日：令和6年4月1日

担当部局：高松国税局

業者を利用する頻度は。

安全面を考慮して、他の税務署でも同じことが行われているのか。

いまだに、現金で納税する人が多数いるのか。

1者応札の理由は何か。

落札率が99.9%となったのは、予定価格を積算する時に入札業者の見積りを基準にしたからか。

全開庁日で利用している。

四国管内でいうと、徳島、高松、松山税務署のみである。

この3署は四国管内では大規模署となり、扱う現金等が多額となることから、現金等の搬送業務を委託している。

ダイレクト納付、キャッシュレス納付等の現金以外で納税するケースも増えているが、滞納に係る納税や税務調査による納税等について、現金で多額の納税をするケースもある。

入札業者以外の業者へ声掛け等を行っているところ、特殊な現金輸送専用車を持っている業者が少ないことから、1者応札解消に至っていない。

予定価格は、昨年度等の価格や市場調査を基に算出されている。

落札率が99.9%となったのは、1回目の入札では落札されず、複数回の入札により落札されたのが理由であると考えている。

【案件4】

「令和6年度二軒屋住宅1号棟内装その他改修工事」

契約相手方 : 斎藤建設株式会社

契約金額 : 91,190,000円

契約締結日 : 令和6年8月16日

担当部局 : 四国財務局

入札参加に必要な競争参加資格として、「総合建設工事」の「B」又は「C」を設定しているが、1級下位の「D」や、「総合建設工事以外の工事」を追加することは検討したのか。

当案件は再度公告入札となっているが、落札業者は当初の入札に参加していた業者か。また、再度公告入札を行った経緯は。

「財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領」第18において、契約担当官等が必要と認めるときは、当該資格等級の1級上位又は1級下位の等級に格付された者を参加させることができるとしており、工事の品質や工期内の履行確保の観点から上位等級の「B」等級を追加した。

また、今回の発注内容は建築や電気など様々な内容が含まれており、工事全体を統括することが求められることから「総合建設工事」を設定した。

落札業者は当初の入札にも参加していた業者である。

当初の入札において再度入札を行ったが、落札に至らなかったため不落とし、再度公告入札を行った。